

令和6年度 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 第5回理事会 議事録

招集年月日 令和6年12月13日（金）
開催日時 令和7年 1月16日（木） 午前10時00分～午前10時50分まで
開催場所 神栖市保健・福祉会館 2階 研修室
出席理事名 石田 進、篠塚洋一、千葉千恵子、野口修一、鈴木伸洋、額賀 優、仲内 亮、
花田三男、中嶋正子、須之内正昭、亘 正人、菅谷栄一、野村みさ子、大和愛紀、
日高篤生
欠席理事名 卯月秀一、高田和美、岩崎敏哉
出席監事名 森本政一
欠席監事名 岡野一男

理事総数18名中15名の出席により、定款第30条に定める決議要件を充たし、理事会が成立した
ことと併せて、第2回評議員会で補欠役員の選任が行われ、令和6年11月29日付で岩崎敏哉理事が
新たに役員として選任されたことを事務局から報告した。石田進会長挨拶の後、定款第29条に基づき
議長選任を行い、全員一致で、石田進会長を議長に選任した。定款第31条第2項に基づき議事録は出席
した会長及び監事の記名押印となることを確認した。

議 事

報告第1号 令和6年度（4月～11月）事業実施状況及び予算執行状況について 事務局（鴨川和明センター長）

理事会会議資料2ページの事業実施状況報告（令和6年4月～11月）をお願いします。令和6年度は
第5次地域福祉活動計画5年目の最終年次となります。地域福祉を推進する中核的な専門組織として、
社会福祉協議会の役割をさらに発揮し、地域住民の皆様の安心した暮らしを応援すべく、事業計画に基づき、
事業を5つの柱建てで実施しています。

まず一つの柱、「Ⅰ総合相談体制の充実強化」では、市の高齢者福祉計画に沿った日常生活圏域に
合わせて市内を3つの地域に区切り、福祉総合相談を入りに相談内容によって、専門相談に応じる重
層的な体制で相談援助を進めています。11月末までに本会に寄せられた相談に対する支援延べ件数は
5,098件で、相談内容別件数にある1緊急生活支援、2生活福祉資金、5自立相談支援といった経済的
な課題に対する相談と、9日常生活自立支援事業、10成年後見、11障害相談といった認知症や障害者へ
の権利擁護に関する相談が全体の中でも大きな割合を示しています。前年比で見ると、2割ほど減少し
た状況となっておりますが、複数の機関が関わる多くの問題抱える世帯への継続的な相談支援は増加して
います。資料3ページの下段の(2)生活課題解決に対する組織化・事業化では、平成9年の事業開始以
来、毎月1回開催している地域ネットワーク勉強会において、発達障害や精神疾患、成年後見制度とい
った福祉課題をテーマに取り上げて、実践に繋がる勉強会の魅力を多くの方に評価をしていただきまし
た。

資料4ページの「Ⅱ必要とされる各領域の権利擁護・生活支援システムづくり」では、行政や民間の
事業所では取り組みにくい福祉課題解決に向けた各種事業を展開しています。資料5ページの(2)発達
障害児等支援の充実では、保育士、幼稚園教諭を対象とした発達障害児療育者研修を、平成17年にス
タートしてから昨年度の第10期まで開催し、延べ287名の修了者を輩出することができました。発達
障害児の療育者研修については一定の役割を果たせたことから、今年度から研修の対象を大人の発達障
害者にかかわる支援者に転換し、全3回の講座を企画しました。定員50名を超える申し込みがあり、8

月から9月にかけて3日間の日程を受講した修了生は34名で、修了証書の授与を行いました。

資料6ページの2権利擁護関連活動の充実における(1)福祉後見サポートセンターかみず活動の充実では、成年後見制度の利用支援と後見人の担い手不足の解消を目的に、成年後見人に社会福祉協議会が法人として支援を行う法人後見事業を実施しています。本会が受任の対象としているのは、身寄りがなく後見報酬の支払いが困難な財産の乏しい方です。後見サポートセンターの開始以来、家庭裁判所から11名を受任しています。また、市の長寿介護課で成年後見制度の市長申立てをした方が、家庭裁判所の審判により新たに1名の方を社協で受任しました。また、成年後見制度との関連性が高い(2)日常生活自立支援事業の運営では、いわゆる成年後見制度の予備軍とも言われる方が利用対象となりますが、判断能力の衰えや不安はあるものの契約する能力がある方を対象に、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の支援をしています。世帯の孤立化による一人暮らし高齢者の増加に伴い、年々利用者が増加傾向にあり、11月末現在では36名の方が契約されています。

資料8ページの大きい柱「Ⅲ市民との協働による地域生活支援のしくみづくり」では、ボランティアセンターを拠点として主にボランティアを利用したい人と登録しているボランティアをマッチングする相談や、寄付金・寄付物品を受入する事業を展開しています。資料9ページの(2)災害ボランティア受け入れ態勢の整備では、全国全ての市町村に設置されている社会福祉協議会は、自治体の要請に基づき公益性と日常的な住民との結びつきを活かして、災害ボランティアセンターの運営を行うことが多くの自治体の地域防災計画に位置付けられており、本会も同様となっています。また、本会では市外の災害ボランティアセンター運営支援として、茨城県社会福祉協議会との協定に基づき、職員を派遣してきました。昨年の能登半島地震については、5月18日から輪島市災害ボランティアセンター運営支援のため1名の職員を7日間派遣しました。この茨城県内社協の職員派遣による協力は、昨年9月末をもって終了となっています。

続いて資料9ページ中段になります。3福祉教育支援活動の充実では、福祉教育の支援活動の推進として、市内14の小学校のうち、10校で実施しております。12月には白十字看護専門学校でも、社協活動の講話と高齢者疑似体験を実施しています。資料10ページの4その他になりますが、食品ロス削減の取り組みと福祉活動の推進を目的とした(1)きずなボックスの設置協力と(2)もったいないを橋渡しプロジェクトでは、ご覧の通りの実績で、企業・団体の皆様からは大口の備蓄品、市民の皆様からは家庭用の食品の寄付をいただき、ボランティアセンターが橋渡しをしました。

資料11ページの、「Ⅳ事業推進のための組織体制の発展・強化」では、理解者を増やす広報として、広報紙やホームページ、リーフレットを通じて、社協の各種事業を推し進めるためになくはない市民・法人・団体の皆様の理解を促進するための取り組み内容となっています。寄付をしやすい環境整備、会員会費の充実では、人口減少や地区加入率の低下といった状況が続いていますが、区長さんを始めとする地区の皆様や、法人、団体の皆様から本会の会員加入や寄付にご賛同をいただいております。大変ありがたい限りであります。今後も理解者を増やすための広報活動と併せて会員募集の在り方の検討も含め強化を図っていきたいと考えています。

資料14ページ上段の(2)新規採用職員の募集では、5名の応募があり8月18日に試験を実施し、3名合格となりましたが、内1名の方が辞退し2名の職員を10月1日付で採用となりました。

以上、4月から11月までの事業実施状況報告になります。

事務局（相良光浩事務局次長）

それでは事業報告に引き続いて、11月までの収支報告をさせていただきます。資料15ページからは4月1日から11月30日までの当協議会の予算執行状況となっております。15ページは事業区分、拠点区分、サービス区分単位、いわゆる事業ごとの収入及び支出の状況、16ページは勘定科目ごとの予算執行状況となっております。まずは事業区分単位の収支状況は、いずれの事業におきましても収入の範囲の中で支出がされており、11月末時点で各事業の執行に差し障りのあるような状況

は発生しておりません。1か所、受託事業の1行目。日常生活自立支援事業については、支出の方が多く状況となっていますが、これは茨城県社会福祉協議会からの受託事業となっており、受託金の入金予定が2月下旬となっており、入金時期の関係で11月末時点では△がついていますが、予定通りの収入が見込まれる状況となっております。

法人全体の予算執行状況といたしましては、最終行、予算の現在額245,246,000円に対して収入が201,217,602円となり、対する支出は126,828,920円、差し引き74,388,682円が12月以降の繰り越しとなります。勘定科目ごとの予算執行状況でご説明いたしますと、資料16ページの事業活動による収入につきましては、会費収入からその他の収入まで予算に対する11月末時点の執行率は79%、対する事業活動による支出につきましては人件費支出から助成金支出まで予算に対する執行率は54%となっております。11月末ですと1年間の3分の2が経過しているところですので、目安としては66%の執行となりますが、収入については補助金、受託金いずれも第3四半期分、4分の3までがすでに市から受領済みとなっておりますので、全体の執行率が高くなっています。支出の執行率につきましては、12月の人件費支出では賞与や年度末の支払いなどが控えておりますので、12月以降若干支出は増額する見込みとなっておりますが、いずれも予算の範囲内での執行が見込まれておりますので、今後3月末に向けましても本会の財政状況に大きな問題はないことを併せて報告いたします。以上をもちまして報告第1号に関する事務局からの説明を終了します。詳細につきましてはこの後の質疑応答の中で説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(石田進議長)

それでは事務局の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入りたいと思います。説明に対しまして、または各事業の内容に関してでも構いませんのでいかがでしょうか。

(須之内正昭理事)

資料14ページにあるその他の項目は前回ありませんでしたよね。新たな報告事項などは説明に入れた方がよいと思います。その中で、(4)の福祉関係団体の自主運営の側面的支援とは具体的にどのようなことを指しているのかお聞かせください。

事務局(橋田勝事務局長)

ご質問ありがとうございます。福祉関係団体の側面的支援については、社協が事務のお手伝いをさせていただいている団体としてシニアクラブ連合会、身体障害者福祉協議会、遺族会、母子寡婦福祉会の4団体があります。支援内容は、市への補助金申請であったり、各種取り組みの準備や決算のお手伝いであったりというものです。

(須之内正昭理事)

よく分かりました。要するにお金は動いていないということですよ。

事務局(橋田勝事務局長)

我々がお金を受け取って手伝っているということはありません。

(鈴木伸洋理事)

資料5ページの(3)ひきこもり家族支援は社協の自主事業で、単独で行っているということでしょうか。

事務局(橋田勝事務局長)

事業そのものは社協の独自事業という形で実施しています。一番最初の入り口は電話から始まりますが、この社協のひきこもり家族支援の特徴は、ひきこもっている方を持つ親御さんの相談を中心としていることです。基本的に相談はお父さんやお母さんから入ってくるものが大半となっています。相談のスタイルは、親御さんの家庭内でのお子さんとの関わり方や物事の受け止め方、態度などを変容させていくことによって、お子さんの行動変容につなげるというものです。契約している心理療法士に1時間1コマとして予約制の相談支援という形で実施しています。利用料は無料で、

住民の皆様にお寄せいただいた寄付金や会費、行政からの助成金から費用弁償を支払っています。他機関との連携についても、精神疾患に基づくひきこもりであれば医療機関や市障がい福祉課と連携し、育児や子育てに問題がある場合は市健康増進課や市こども家庭課・こども政策課など、ケースによって本人の了解を得た上で各関係機関と連携を取りながら支援を進めています。

（鈴木伸洋理事）

ありがとうございました。

（須之内正昭理事）

資料 11 ページにあるように社協の会員数が減ってきている問題があります。これまでもどうやって会員会費制度を見直していくかという質問も出ていたと思いますが、例えば会費額を 1,000 円から 1,500 円にするとか、さらに社協はどういうところなのかという部分も広く住民の方に理解を進めていく必要があると思います。この費用の位置付けなども含めて、現時点の考え方だけでも教えていただけますか。

事務局（橋田勝事務局長）

須之内理事のご指摘のとおり、神栖市だけの問題ではなく全国的に自治会の加入率の低下に比例して会費も共同募金も右肩下がりという形になっていますので、現在のスタイルは基本的には変えていかなければならないと思っています。一つは区長さん、組長さん、班長さんの負担軽減です。この負担が大きすぎることによって自治会に入ることを躊躇ってしまっている方が多いことも承知しています。会費も寄付金も全て会費納入者、寄付者の意思に任せるというスタイルで進めなければなりません。多くの市民、世帯に向けて社協活動の重要性を案内し、皆さんが暮らしやすいまちづくりのためにこういった努力をしているので、ぜひ会員になって応援してくださいという理解を進めていかなければ、社協の在り方を拒否されていくのではないかという危機感を持っています。したがって、現行の区長さんを通じてお願いをするスタイルは大きく変更していかなければならないと考えています。そのスタイルをどのような形にしていくかということのを第 6 次地域福祉活動計画の中で明らかにして進めていきます。その間の会費の減収は避けられないことだと思います。神栖市が公式に発表している地区の加入率が 37% くらいですので、そうすると全世帯の 6 割強の世帯はもう地区に加入していない状況です。地区に入っている 4 割弱の世帯の方だけに区長さんを通じてお願いをするというのは公平性に欠けます。したがって、できるだけ本会広報紙やホームページを通じて社協の取り組みを知ってもらえるように注力し、個別に会費をお振込みいただくとか、窓口で直接持参していただくなど、地区には入っていないけど社協の会員にはなってくれるという人を少しでも増やしていきたいと思っています。

（須之内正昭理事）

ありがとうございました。

（石田進議長）

行政委員連絡協議会のお二人はどうですか。実際に区長として大変苦労されている面もあらうと思いますが、何かご意見ありますでしょうか。

（菅谷栄一理事）

会費と寄付の点ですが、私の区は 8 年で約 80 名が減少。そして区の財政も厳しく、区費も減額しています。8 年前の通りにやっていたら赤字の決算が出ます。その中で社協の会費と赤い羽根共同募金、赤十字の社資を工面するのは大変です。共同募金に関しては、赤い羽根はほとんど必要なくて、費用対効果なども考えるべきだと思います。また寄付名簿の提出も難しいと思います。

事務局（橋田勝事務局長）

赤い羽根共同募金は、社会福祉協議会が実施窓口という形で、県の共同募金会のお手伝いをさせていただいています。茨城県では神栖市だけだと思いますが、戸別世帯への例えば 1 世帯 500 円というような形で集めていくスタイルは平成 24 年で終了しました。そのため、寄付者の名簿もいり

ません、「共同募金運動は実施しません」ということでも構いませんというスタイルに切り替えました。各地区でどれくらい協力できるかということをご協議していただき、今年は行政区一括で1万円、今年は1世帯から100円ずつ集める、今年は実施しないなど、各行政区でばらつきがあります。昨年度は全体を通じて神栖市では200万円くらいの募金が集められ、全額が県共同募金会へ送金され、その中から地元の福祉活動に使用してくださいということで配分される金額が約20万円です。それ以外は県内の福祉施設やNPO法人などに配分される。つまり、神栖市で集められたお金の多くが県内の施設に配分されるというスタイルになっていますので、あくまでもこのような実情に賛同していただける方だけの取り組みにしていこうということで、1世帯あたりの金額を決めた取り組みを終了させていただいているところです。寄付者名簿の提出も必要ありません。しかしながら社協会費は会員会費制としておりますので、区長さんをお願いをして会員になるかならないかを確認していただき、会員であれば1世帯1年間1,000円を納入していただいておりますので、裏付けとなる証拠書類の提出が必要となります。

(菅谷栄一理事)

そのスタイルで長年実施していますので、皆さん半強制的ではありませんが、区に加入したら社協の会費も支払うという形をとっていますので、できれば先ほどお話がありましたとおり、違う形で会費の徴収を実施していただけると区役員の負担軽減も図れると思いますので、よろしくお願ひします。

(石田進議長)

新年度の区長説明会の時に改めて分かりやすく説明をしていただけるとありがたいと思います。

(亘正人理事)

私の区では班長さんが会費を集めに回ると拒否される方もいる。集めに行ったところで、全軒会費を納めてくれるわけではありません。多い班では半分くらい出してくれませんが、自発的に出してくれるということは大変だと思います。会費額の1,000円はこれ以上上げるとなるともっと難しくなると思いますので、この辺りが上限として限界なのではないかと思います。

事務局(橋田勝事務局長)

会費額を上げるということは考えられません。来年からすぐというわけにはいきませんが、区長さんをはじめ、組長さん、班長さんに集めていただくシステムは変えていかなければならないと我々も感じております。いくつかの案を事務局で考えて理事会でご協議いただき、方向性を定めて評議員会で議決をいただいた後に、新たなスタイルで実施できればと考えております。

(大和愛紀理事)

私自身、理事として参加していますが、社会福祉協議会が実際どんなことをしているのか正直理解できていない部分や資料を見ても難しい話だなというところが多々あります。会員を増やしていくということで、資料9ページの3福祉教育支援活動の充実の出前講座について、これは希望する学校から相談を受けて実施していると思いますが、対象を児童・生徒だけではなく親子講座にすることは可能ですか。私の娘も現在中学生ですが、小学校の頃は出前講座で車いす体験をしてきて、話だけは聞きますが、講座を親子で受講できるのであれば社会福祉協議会でこんな活動をしているんだというのがもっと深く理解できて、会員になろうかなという人も増えると思います。

事務局(橋田勝事務局長)

資料9ページから10ページにかけて記載している表は、各学校から依頼を受けて実施した出前講座ですが、出前講座そのものは5名程度集まっていればどこからの依頼も全て引き受けるスタイルで実施していますので、もちろん親子講座としての依頼でも対応は可能です。

(大和愛紀理事)

学校から実施依頼が入ったときに、学校から親子講座での実施という発案はあまり出てこないと思いますので、社協側からも親子講座が実施できることを提案していただければと思います。

事務局（橋田勝事務局長）

年度初めに市内各小中学校の教頭先生が集まる会議がありまして、その中で出前講座の説明をさせていただいております。また、直接担当教諭からの相談を受けた際にも事前打ち合わせを2～3回程度実施しますので、その中でこういうスタイルでも実施可能ですという提案を進めていきます。

（大和愛紀理事）

PTAの中にもいろいろな委員会がありますので、活動をしていく中で社協の取り組みについて周知をしていただければ、委員会活動も社協と協同で実施できるものもあるかと思えます。

（石田進議長）

本件については報告案件です。他に質疑がないようなので、ここで質疑を終結し、以上をもって報告第1号を報告済みとします。

議案第1号 令和6年度社会福祉事業区分補正予算(案)について

事務局（相良光浩事務局次長）

会議資料17ページをお願いいたします。補正予算については、6月の理事会では第一次の補正ということで消費税の増額の関係で補正の承認をいただいたところです。今回は次の2点の理由によって予算の見直しをさせていただきたく提案をさせていただきます。報告第1号でもご説明いたしましたように、令和6年度の収支について法人全体では特に大きな問題が発生しているわけではありません。ただし、補正理由の1番目、本会正職員の退職によりこの令和6年度の人件費予算を立てていった前年度の時期から最終的な執行見込みの中で退職者分の人件費及びそれに対する市からの助成金が不要になりましたので、その部分も同額減額させていただく内容です。

2点目は福祉活動基金の部分に関する予算ですが、当初助成財源については本会が保有する福祉活動基金の積立金を取り崩して対応する予算を編成しておりましたが、実際には取り崩しまでを行わなくても法人内の資金移動、社会福祉事業区分から基金積立事業区分への資金移動でその分の助成財源について今年度は確保が可能な見通しとなりましたので、予算を組み替えさせていただくというものです。

対象となる事業区分、サービス区分につきましては資料18ページでご確認をいただけます。社会福祉事業区分の中の社協自主事業、そのうち法人本部を含む地域福祉推進事業から19,728,000円の減額を行います。その他社会福祉事業区分の下から2行目の基金積立事業につきましては、予算の総額は動きませんが、内部予算の構成を変更いたします。最後の職員退職手当積立事業につきましては、人件費の減額に伴って必要であった退職金の積み立て等が不要となりますので、1,434,000円の減額、合わせて21,162,000円を収入支出ともに減額する内容の補正予算案となっております。

資料19ページから21ページまではそれぞれの勘定科目ごとの補正予算内訳表となっております。19ページ左側から予算現在額から今回提案する補正予算額、その隣は区分別の補正額内訳、一番右側が補正後予算額となります。19,728,000円の減額につきましては、社協自主事業地域福祉推進事業の職員設置費の収入を減らします。対する支出としましては同じページの人件費支出及び職員の福利厚生に関する事務費支出及び資料21ページにあります職員退職手当積立事業繰入金支出、いずれも職員の退職に伴って不要となる人件費に関する科目をそれぞれ減額いたしました。この関係で、職員退職手当積立事業にかかる繰入金収入あるいは退職金に関連する支出も減額しております。真ん中の基金積み立て事業については、取崩収入の1,500,000円を社協自主事業区分からの繰入金に変更する内容で、資料21ページで補正の内容についてはご確認ください。

今回の補正によって予算の規模は減額となりますが、先ほどの執行状況、これから3月末までの執行見込みいずれも補正後の予算の範囲内で執行可能な見通しとなっておりますので、併せてご報告いたします。以上で議案第1号に関する事務局からの説明を終了します。

(石田進議長)

それでは事務局からの説明が終了いたしましたので質疑に入りたいと思います。何か質問等がありましたらお願いします。

質疑はなく、議案第1号は議長を除く賛成14名、反対0名で原案の通り議決した。

議案第2号 令和6年度第3回評議員会の招集について

事務局（相良光浩事務局次長）

資料22ページをお願いいたします。評議員会の開催につきましては、会議の開催時期及び何を議題にするかについて事前に理事会の決議をいただく必要がありますので、その規定となる定款第14条に基づいて今回お諮りをするものです。今回招集する評議員会は、令和6年度第3回評議員会として、時期としてはまだ日時までは確定はしておりませんが、令和7年3月中旬から下旬の間に開催を計画いたします。評議員会の前には、令和6年度第6回目の理事会を開催する予定となります。予定場所は神栖市保健・福祉会館、予定案件といたしましては、報告案件として第6次地域福祉活動計画(案)について、議案といたしましては、現時点で確定しているものが4件、令和6年度の社会福祉事業区分補正予算(案)、ただいま理事会で決議いただきました補正予算について評議員会での最終的な議決をいただきます。議案第2号から第4号までは、令和7年度にかかる事業計画(案)及びそれぞれの区分の収支予算(案)となります。以上の案件に追加をする場合はその前に行います第6回理事会の中で改めて理事の皆様にご説明をした上で決議をいただく予定としております。招集予定は評議員31名に対して招集をする内容です。以上、議案第2号に関する事務局からの説明を終了します。

(石田進議長)

それでは事務局からの説明が終了いたしましたので質疑に入りたいと思います。何か質問等がありましたらお願いします。

質疑はなく、議案第2号は議長を除く賛成14名、反対0名で原案の通り議決した。

(石田進議長)

それでは本日予定されました議案の審議はこれで終了いたしますが、その他何かございましたら折角の機会ですのでよろしくお願いします。

特になし。

以上をもって、令和6年度第5回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会理事会は終了となる。